

「千葉市個人情報保護条例の一部改正（案）」に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	修正
1	<p>条例改正案は、異論はない。</p> <p>しかし、個人情報保護法が、正しく市民に理解されていると思えない。自治会などの地域団体は、必要以上に法律を拡大解釈して、萎縮している現実がある。</p> <p>条例施行後、民間対象の個人情報保護法や条例に関して理解を進めるための出前講座を積極的に行ってほしい。</p>	<p>市が発行している「町内自治会【設立】・【活動】ハンドブック」に、町内自治会において個人情報を取り扱う際の留意点などを記載し、各自治会に周知しているほか、千葉市町内自治会連絡協議会の会議において個人情報保護法の改正について説明を行うなど、個人情報保護制度の周知に努めているところです。</p> <p>今後も出前講座などにより地域団体への周知に努めてまいります。</p>	—
2	<p>現行の条例第2条第4号で、個人情報ファイルとは「個人情報を含む情報の集合物であって（以下略）」とされている。しかし、行政機関個人情報保護法第2条第6項本文は、個人情報ファイルとは「保有個人情報を含む情報の集合物であって（以下略）」とされている。</p> <p>現行の条例が「保有」の文言を規定していないことに関して市の考え方を公表していただきたいと同時に、条例においても「保有」の文言を追加すべきとの提案をする。</p>	<p>行政機関個人情報保護法では、「個人情報」のうち同法第2条第5項の規定に該当するものを「保有個人情報」として定義し、保有個人情報の利用及び提供の制限等について定めています。</p> <p>一方、本市の個人情報保護条例は、法の「保有個人情報」のみならず、より広く「個人情報」全般の取扱いについて規定しているもので、「個人情報ファイル」の定義も「個人情報の集合物」としているところです。</p> <p>「個人情報ファイル」の定義に「保有」の文言を追加することにより、「個人情報ファイル」の範囲が狭められてしまうことから、条例において「保有」の文言を追加する予定はございません。</p>	—
3	<p>行政機関個人情報保護法第2条第4項が規定する本人の信条（思想と信仰を含む。）に係る個人情報を取得する際は、原則として本人の同意が必要である。</p> <p>市は現行の条例第6条第1項第4号が規定する個人情報取扱事務届出事項に関して、事業の実施に当たり、心身の状況における性格・性質に係る記録項目を取得する場面がある。しかし、本人が同意しなかった場合に対しての不当な差別、偏見その他の不利益を負わせる事案がないとは言いがたい。</p> <p>そこで、事業を実施する際の心身の状況における性格・性質に係る記録項目の取得は廃止すべきとの提案をする。</p>	<p>ご指摘の性格・性質に係る個人情報は、職員採用事務のほか相談事業や保育事業などにおいて必要となる場合があり、これらの事務・事業の目的を達成するために必要な範囲内で収集しているものです。</p> <p>本市の個人情報保護条例第7条第2項では、行政機関個人情報保護法と異なり、全ての個人情報について、収集の際は原則として本人から取得しなければならないとしております。</p> <p>今後とも、このような条例の規定を遵守し、個人情報を適正に収集してまいりますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。</p>	—